

## 嬉野市美食の温泉地づくり支援事業補助金交付要綱

令和6年1月9日

告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、美のテーマに基づき地域の食材・食器を活用した食の高付加価値化を促進し、自店で提供する料理及び使用している食材・食器に関するパンフレット又はお品書き（以下「パンフレット等」という。）を作成することで、地域の魅力をアピールし、より多くの人々に美の体験を提供する宿泊施設及び飲食店に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、嬉野市補助金等交付規則（平成18年嬉野市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する旅館業を営む許可を得た施設をいう。

(2) 「飲食店」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得た施設をいう。

(補助対象費用等)

第3条 補助金は、パンフレット等の作成に要する費用について交付するものとする。ただし、既存のパンフレット等を単に増刷する費用を除く。

第4条 補助金の交付の対象となるパンフレット等は、嬉野市の産品を少なくとも一つ以上使用し、画像、イラスト等を用いて魅力的かつ分かりやすく紹介を行い、地域の活性化に資するものであることとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象費用の2分の1以内とし、10万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする宿泊施設及び飲食店（以下「補助対象者」という。）は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書に必要書類を添えて、

市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した後、審査の上、補助金の交付を決定する。

(事業変更等)

第8条 補助対象者は、パンフレット等の内容を変更する必要がある場合又はやむを得ない事情によりパンフレット等の作成を中止する場合には、規則第9条第1項に規定する補助金等事業計画変更承認申請書に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、パンフレット等の作成が完了したときは、直ちに規則第15条に規定する補助金等実績報告書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金等実績報告書の提出期限は、パンフレット等の作成完了後30日以内の日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助対象者が補助金の交付の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。